

デ 戦 第 2162 号
令和 5 年 6 月 16 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 市 区 町 村 長 } 殿

デジタル庁戦略・組織グループ長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）が、本日公布されました。

この法律は、デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）等の関係法律について所要の規定の整備を行うものです（改正の概要は参考 1 のとおり）。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いいたします。

なお、下記第 1 の 2（3）のとおり、地方公共団体についても、国の施策に準じて情報通信技術を効果的に活用することができるようにするための施策を講ずる努力義務を規定しています。

また、下記第 1 の 3 の書面揭示規制の見直しに係る改正対象条項には、地方公共団体の事務に関連する条項も含まれていますので、所管省庁からの連絡に応じて、施行に向けて適切に御対応ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（参考）条文等については、以下のリンクを御参照ください。（デジタル庁 HP）
<https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f/>

記

第 1 法律の概要

1 デジタル社会形成基本法の改正関係

(1) 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し

デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針として、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨を追加することとした。（第 36 条関係）

(2) デジタル社会の形成に関する重点計画の記載事項の追加

デジタル社会の形成に関する重点計画に定めるべき事項として、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加することとした。（第 38 条第 2 項第 15 号関係）

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正関係

(1) 目的の追加

この法律の目的に、情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることを追加することとした。（第 1 条関係）

(2) 電子情報処理組織による申請等及び処分通知等の適用範囲の拡大

申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。（第 10 条第 2 号関係）

(3) 情報通信技術の進展に対応した情報通信技術の効果的活用

国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならないこととするとともに、地方公共団体は、当該施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととした。（第 16 条関係）

(4) 規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用

内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であって当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表することとするとともに、国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、当該公表された情報を活用するよう努めなければならない

こととした。(第17条関係)

3 書面掲示規制の見直しに係る個別法の改正関係(詳細は別紙参照)

(1) 標識、利用料金等の掲示の見直しに係る改正

標識、利用料金等の掲示を義務付けている規制(別紙の1に掲げる45法律)について、当該掲示等に加えて、その内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。

なお、一律に電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による掲示を義務付けることとした場合に零細事業者等に過度な負担が及び得る規制については、適用除外規定を設け、事業規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合には新たな義務付けが適用されないこととしている。

(2) 公示送達制度の見直しに係る改正

公示送達制度について定めている法律(別紙の2に掲げる17法律)について、公示事項を主務省令で定める方法(インターネットによる公表を想定)により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該公示事項を行政機関の事務所の掲示場に掲示し、又は事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。

4 施行期日

この法律の施行期日は、以下のとおりとした。

- (1) デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正(1及び2)関係 公布の日(令和5年6月16日)から施行
- (2) 標識、利用料金等の掲示の見直しに係る改正(3(1))関係 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- (3) 公示送達制度の見直しに係る改正(3(2))関係 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

第2 その他

地方公共団体が自主的にアナログ規制の点検・見直しを行う際の参考となるよう、令和4年11月に「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表しました。

また、アナログ規制の見直しのために活用可能な技術を把握することができるよう、アナログ規制の類型と、その見直しに活用可能な技術の対応関係を整理、可視化した「テクノロジーマップ」と、当該デジタル技術の具体的な内容や、どのような企業が当該技術を保有しているか等を整理した「技術カタログ」を、今夏以降順次公表する予定です。

加えて、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しの推進のため、「デジタル改革共創プラットフォーム」において、デジタル庁デジタル臨時行政調査会の職員と地方公共団体の職員との日常的な意見交換の場を設けていますので、御活用ください。

こうした、各地方公共団体が自主的にアナログ規制の点検・見直しを実施する際に御参考となると思われる情報について、[参考2](#)のとおり関連資料をまとめていますので、御参照ください。

書面掲示規制の見直しに係る個別法の改正の内容

1. 標識、利用料金等の掲示の見直しに係る改正関係

(1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正関係（改正法第3条関係）

市町村は、行旅死亡人の状況、相貌、遺留物件その他本人の認識に必要な事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第9条関係）

(2) 児童福祉法の一部改正関係（改正法第5条関係）

認可外保育施設の設置者は、設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名、建物その他の設備の規模及び構造その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第59条の2の2関係）

(3) 郵便法の一部改正関係（改正法第6条関係）

会社は、郵便に関する料金、郵便約款その他総務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第69条関係）

(4) 古物営業法の一部改正関係（改正法第7条関係）

古物商又は古物市場主は、その氏名又は名称、許可をした都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の名称及び許可証の番号について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第12条第2項関係）

(5) 水先法の一部改正関係（改正法第8条関係）

水先人は、水先料及び水先約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第46条第6項及び第47条第3項関係）

(6) 協同組合による金融事業に関する法律の一部改正関係（改正法第9条関係）

ア 信用協同組合等は、臨時にその業務の全部又は一部を休止する旨を店頭に掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第6条第1項関係）

イ 信用協同組合等は、廃業等の認可を受けた旨及び当該認可を受けた事項の内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第6条第1項

関係)

(7) 質屋営業法の一部改正関係 (改正法第 10 条関係)

質屋営業の許可を受けた者は、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 10 条関係)

(8) 建築基準法の一部改正関係 (改正法第 11 条関係)

ア 指定確認検査機関は、指定区分、業務区域その他国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 77 条の 28 関係)

イ 指定構造計算適合性判定機関は、業務区域その他国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 77 条の 35 の 13 関係)

(9) 商品先物取引法の一部改正関係 (改正法第 12 条関係)

ア 商品先物取引業者は、主務省令で定める標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 198 条第 1 項関係)

イ 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定める標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 240 条の 9 第 1 項関係)

(10) 採石法の一部改正関係 (改正法第 14 条関係)

採石業者は、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 33 条の 15 関係)

(11) 海事代理士法の一部改正関係 (改正法第 15 条関係)

海事代理士は、委託者から受けようとする報酬の額について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 22 条第 1 項関係)

(12) 港湾運送事業法の一部改正関係 (改正法第 16 条関係)

港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第 12 条関係)

(13) 道路運送車両法の一部改正関係 (改正法第 17 条関係)

自動車登録番号標交付代行者は、自動車登録番号標の交付手数料について、電

気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 27 条第 3 項関係）

(14) 信用金庫法の一部改正関係（改正法第 18 条関係）

ア 金庫は、臨時にその業務の全部又は一部を休止する旨を店頭に掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 89 条第 1 項関係）

イ 金庫は、廃業等の認可を受けた旨及び当該認可を受けた事項の内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 89 条第 1 項関係）

ウ 外国銀行代理金庫は、所属外国銀行に関する届出をした内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 89 条第 3 項関係）

(15) 森林法の一部改正関係（改正法第 19 条関係）

ア 都道府県知事は、保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知を受けたときは、当該通知の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 30 条関係）

イ 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、その旨並びに指定をしようとするときにあってはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件、解除をしようとするときにあってはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 30 条の 2 第 1 項関係）

ウ 都道府県知事は、使用権設定に関する認可をしたときは、その旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 50 条第 5 項関係）

(16) 内航海運業法の一部改正関係（改正法第 21 条関係）

内航海運業者は、内航運送約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 8 条第 4 項関係）

(17) 航空法の一部改正関係（改正法第 22 条関係）

ア 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があったときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなけ

ればならないこととした。（第 38 条第 3 項関係）

イ 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 40 条関係）

ウ 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 107 条関係）

(18) 労働金庫法の一部改正関係（改正法第 24 条関係）

ア 金庫は、臨時にその業務の全部又は一部を休止する旨を店頭に掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 94 条第 1 項関係）

イ 金庫は、廃業等の認可を受けた旨及び当該認可を受けた事項の内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 94 条第 1 項関係）

(19) 土地区画整理法の一部改正関係（改正法第 25 条関係）

土地区画整理事業を施行する者は、建築物等に移転し、又は除却する旨の公告について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行わなければならないこととした。（第 77 条第 5 項関係）

(20) 自動車損害賠償保障法の一部改正関係（改正法第 26 条関係）

指定紛争処理機関は、指定紛争処理機関である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 23 条の 5 第 5 項関係）

(21) 道路整備特別措置法の一部改正関係（改正法第 27 条関係）

ア 会社は、供用約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 7 条関係）

イ 会社等又は有料道路管理者は、通行方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 24 条第 4 項関係）

(22) 倉庫業法の一部改正関係（改正法第 28 条関係）

倉庫業者は、保管料その他の料金、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 9 条関係）

(23) 住宅地区改良法の一部改正関係（改正法第 30 条関係）

ア 住宅地区改良事業を施行しようとする旨の申出をした者は、改良地区の指定の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 4 条第 5 項関係）

イ 住宅地区改良事業を施行する者は、事業計画の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 8 条第 2 項関係）

(24) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正関係（改正法第 33 条関係）

液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 7 条第 1 項関係）

(25) 砂利採取法の一部改正関係（改正法第 34 条関係）

砂利採取業者は、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 29 条関係）

(26) 警備業法の一部改正関係（改正法第 35 条関係）

ア 公安委員会が認定申請書を提出した者に交付する認定証は、廃止することとした。（第 5 条第 2 項関係）

イ 警備業者は、認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 6 条第 1 項関係）

(27) 銀行法の一部改正関係（改正法第 37 条関係）

ア 銀行は、臨時にその業務の全部又は一部を休止する旨を店頭に掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 16 条第 2 項関係）

イ 銀行は、廃業等の認可を受けた旨及び当該認可を受けた事項の内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 38 条第 2 項関係）

ウ 外国銀行代理銀行は、所属外国銀行に関する届出をした内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 52 条の 2 の 9 第 3 項関係）

エ 銀行代理業者は、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送

信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 52 条の 40 第 2 項関係）

オ 特定銀行代理業者は、臨時にその業務の全部又は一部を休止する旨を店頭に掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 52 条の 47 第 1 項関係）

カ 銀行代理業者は、所属銀行から廃業等の通知を受けたときは、当該通知を受けた内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 52 条の 48 関係）

(28) 貸金業法の一部改正関係（改正法第 38 条関係）

ア 貸金業者は、貸付条件等について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 14 条第 2 項関係）

イ 貸金業者は、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 23 条第 2 項関係）

(29) 貨物利用運送事業法の一部改正関係（改正法第 40 条関係）

ア 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、運送機関の種類、運賃及び料金、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 9 条関係）

イ 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、運送機関の種類、運賃及び料金、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 27 条関係）

(30) 貨物自動車運送事業法の一部改正関係（改正法第 41 条関係）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 11 条関係）

(31) 商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正関係（改正法第 42 条関係）

商品投資顧問業者は、主務省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 13 条第 1 項関係）

(32) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正関係（改正法第 45 条関係）

登録を受けた農林漁業体験民宿業者は、農林水産省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 17 条第 1 項関係）

(33) 保険業法の一部改正関係（改正法第 46 条関係）

少額短期保険業者は、商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 272 条の 8 第 2 項関係）

(34) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正関係（改正法第 47 条関係）

ア 登録住宅性能評価機関は、登録の区分その他国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 17 条関係）

イ 指定住宅紛争処理機関は、指定住宅紛争処理機関である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 66 条第 4 項関係）

(35) 消費者契約法の一部改正関係（改正法第 48 条関係）

適格消費者団体は、適格消費者団体である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 16 条第 2 項関係）

(36) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部改正関係（改正法第 50 条関係）

登録再生利用事業者は、主務省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 14 条関係）

(37) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正関係（改正法第 51 条関係）

ア 公安委員会が認定の通知をした者に交付する認定証は、廃止することとした。（第 5 条第 2 項関係）

イ 自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定める様式の標識、利用者から收受する料金及び自動車運転代行業約款について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 6 条第 1 項、第 11 条及び第 13 条第 5 項関係）

(38) 確定拠出年金法の一部改正関係（改正法第 52 条関係）

確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定める様式の標識について、電気通

信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第94条第1項関係)

(39) 農林中央金庫法の一部改正関係(改正法第53条関係)

農林中央金庫は、所属外国銀行に関する届出をした内容を掲示する場合は、当該掲示の内容について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第59条の8関係)

(40) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正関係(改正法第54条関係)

ア 引取業者は、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第50条関係)

イ 解体業者は、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第65条関係)

(41) 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係(改正法第55条関係)

一般信書便事業者は、料金、信書便約款その他総務省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第18条関係)

(42) 信託業法の一部改正関係(改正法第57条関係)

信託契約代理店は、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第72条第2項関係)

(43) 探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正関係(改正法第59条関係)

ア 公安委員会が探偵業の届出をした者に交付する届出があったことを証する書面は、廃止することとした。(第4条関係)

イ 探偵業者は、内閣府令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第12条第2項関係)

(44) 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正関係(改正法第61条関係)

ア 特定適格消費者団体は、特定適格消費者団体である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。(第74条第2項関係)

イ 消費者団体訴訟等支援法人は、消費者団体訴訟等支援法人である旨について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 101 条第 2 項関係）

(45) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正関係（改正法第 64 条関係）

共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第 7 条第 1 項関係）

2. 公示送達制度の見直しに係る改正関係

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正関係（改正法第 4 条関係）

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を公正取引委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を公正取引委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 70 条の 8 第 2 項関係）

(2) 鉱業法の一部改正関係（改正法第 13 条関係）

公示の方法による通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場若しくはこれに準ずるものの掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市役所、町村役場若しくはこれに準ずるものの事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること等により行うこととした。（第 56 条第 3 項関係）

(3) 出入国管理及び難民認定法の一部改正関係（改正法第 20 条関係）

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を法務省の掲示場に掲示し、又は公示事項を法務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 61 条の 9 の 2 第 7 項関係）

(4) 社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正関係（改正法第 23 条関係）

公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査官が職務を行う場所

の掲示場に掲示し、又はその旨を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第15条第3項関係）

(5) 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正関係（改正法第29条関係）

公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第20条第3項関係）

(6) 道路交通法の一部改正関係（改正法第31条関係）

放置違反金の納付命令を受けるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができることとした。（第51条の4第7項関係）

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正関係（改正法第32条関係）

ア 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を厚生労働省の掲示場に掲示し、又は公示事項を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができることとした。（第75条の5の8第2項関係）

イ 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を厚生労働省の掲示場に掲示し、又はその旨を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第75条の5の16第2項関係）

(8) 特定商取引に関する法律の一部改正関係（改正法第36条関係）

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を主務大臣の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に

置く措置をとることにより行うこととした。（第 66 条の 5 第 2 項関係）

(9) 預託等取引に関する法律の一部改正関係（改正法第 39 条関係）

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 24 条第 2 項関係）

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正関係（改正法第 43 条関係）

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 39 条の 2 第 3 項関係）

(11) 行政手続法の一部改正関係（改正法第 44 条関係）

公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととした。（第 15 条第 4 項関係）

(12) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正関係（改正法第 49 条関係）

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 5 条第 13 項関係）

(13) 不動産登記法の一部改正関係（改正法第 56 条関係）

関係人の所在が判明しない場合における筆界特定の申請があった旨の通知は、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の掲示場に掲示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができることとした。（第 133 条第 2 項関係）

(14) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正関係（改正法第 58 条関係）

公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 161 条第 2 項、第 162 条第 3 項、第 229 条第 3 項、第 230 条第 3 項、第 275 条第 3 項及び第 276 条第 3 項関係）

(15) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正関係（改正法第 60 条関係）

公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を経済産業省の掲示場に掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 52 条の 4 第 2 項関係）

(16) 行政不服審査法の一部改正関係（改正法第 62 条関係）

公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 51 条第 3 項関係）

(17) 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の一部改正関係（改正法第 63 条関係）

公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を経済産業省の掲示場に掲示し、又はその旨を経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第 21 条第 2 項関係）

デジタル規制改革推進の一括法について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（2023年6月公布）

趣旨

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、**デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進**するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正を行う。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し(①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧)
- フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化

改正のポイント

- 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが自律的かつ継続的に行われることを担保**するため、**見直しの基本方針や具体的な施策**について定める。
- 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直し**を実現するため、**①書面掲示規制**(※)及び**②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制**について改正を行う。
(※) 7項目の規制の大部分は、政省令改正等により、法改正を要することなく見直しの実現が可能。法改正を行うものは、書面掲示規制が中心。

デジタル技術の進展等を踏まえた自律的・継続的な規制の見直しの推進に係る改正

デジタル社会形成基本法の改正

デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセス(※1)

に関連する規定を措置 ※1 新規法令等のデジタル原則適合性を確認するプロセス

国の基本方針として、デジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことを定めるとともに、当該見直しを重点計画の記載事項に位置付け。

(本改正により、規制見直しの方向性を明確に定め、デジタル法制局のプロセス等を重点計画に明記)

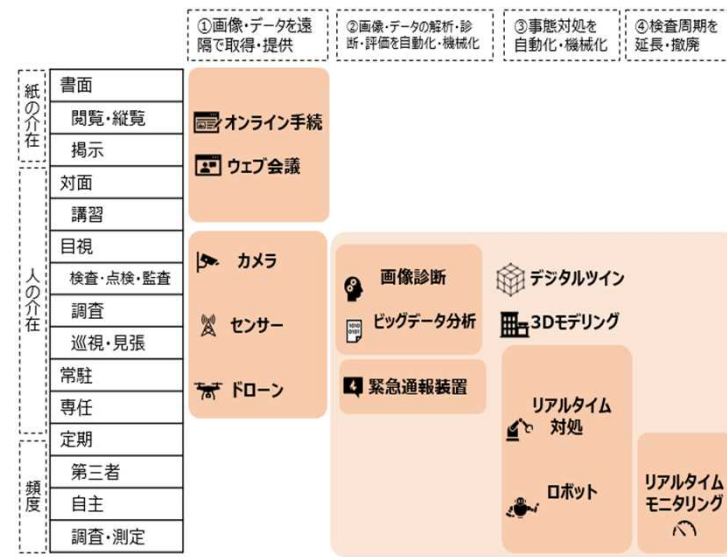
デジタル技術の効果的な活用、テクノロジーマップ(※2)の公表・活用に関連する

規定を措置 ※2 デジタル技術と規制の見直し事項の対応関係を示したマップ

- 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講じなければならないこととする(地方公共団体は国に準じた努力義務)。
- 内閣総理大臣(デジタル庁)は、規制の見直しに資する技術に関する情報(テクノロジーマップ等)について公表することとともに、国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。

デジタル手続法の改正

(テクノロジーマップのイメージ)



記録媒体による申請等のオンライン化に係る改正

フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大。

【現行】

フロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続にはデジタル手続法が適用されない
⇒ オンラインで行うことができず、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用義務

フロッピーディスク等の記録媒体の提出が必要



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

現行法令上オンライン不可

【改正後】

デジタル手続法の適用範囲を拡大し、フロッピーディスク等の記録媒体による手続についてもオンライン可能に

パソコン、スマートフォン等で手続が可能に



デジタル手続法の適用対象
= 同法によりオンライン可能

書面等

電磁的記録媒体
(フロッピーディスク等)

デジタル手続法の適用範囲を拡大

書面掲示規制の見直しに係る改正

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

標識、利用料金等の掲示

【現行】

事業所等での書面の掲示



※ 対応困難な一部の零細事業者等については、適用除外を措置（工程表において、将来に向けてデジタル化の取組を促していくことを明記）

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



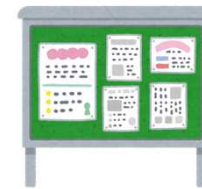
利用者保護や利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



公示送達

【現行】

掲示場等での書面の掲示



行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、掲示（公示）をする制度

【改正後】

主務省令で定める方法（インターネットによる公表を想定）



利用者の利便性、デジタルデバイドへの配慮の観点から、現地での掲示も維持

掲示場等での書面の掲示



又は

事務所に設置したパソコン画面での表示



※ 2022年常会で民事訴訟法の公示送達についてデジタル化のための改正が行われており、本改正はこれを参考にしたもの

今後のスケジュール等

施行時期 原則として公布（=2023年6月16日）後1年以内

（公示送達のデジタル化は、民事訴訟法の公示送達制度の見直しの施行時期を踏まえ、公布後3年以内）

一括法の構成

1. デジタル社会形成基本法の改正 【公布日（2023年6月16日）施行】

- デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により**デジタル技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置**が講じられなければならないこととする。

2. デジタル手続法の改正 【公布日（2023年6月16日）施行】

- ① 国は、デジタル技術の進展等を踏まえ、行政手続等において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から**デジタル技術を効果的に活用することができるようにするために必要な措置**を講じなければならないこととする（地方公共団体には**国に準じた努力義務**）。
- ② 内閣総理大臣は、**規制の見直しに当たり必要となる技術に関する情報（テクノロジーマップ等）**について公表することとするとともに、**国の行政機関等は当該情報を活用するよう努めなければならないこととする。**
- ③ **フロッピーディスク等の記録媒体**による行政機関への**申請等**について、**オンラインによる申請等を可能とする（上記①のデジタル技術の効果的活用規定を踏まえ作成等についても対応）。**

3. 書面揭示規制に係る個別法の改正

- 国民の利便性の向上に資するため、認定証、標識等の**書面の揭示等を義務付けている規制**について、当該揭示等に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするため、関係規定の改正を行う。【公布後1年以内施行】
- **公示送達制度**が設けられている個別法律について、令和4年民事訴訟法等改正法を参考に、**インターネット等を用いた公表方法を定める。**【公布後3年以内施行】

将来の改革

現在の改革

書面揭示関係の改正対象条項（1 / 2）

標識、利用料金等の揭示（45法律・67条項）

※ 水色の網掛けは、地方公共団体の事務に係る条項。
黄色の網掛けは地方公共団体が監督主体である条項。

【警察庁関係】（5法律5条項）

- 古物営業法
 - ・古物商等の標識の揭示
- 質屋営業法
 - ・質屋営業の許可の表示
- 警備業法
 - ・警備業の認定証の揭示
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（警察庁主管分）
 - ・自動車運転代行業の認定証の揭示
- 探偵業の業務の適正化に関する法律
 - ・探偵業届出証明書の揭示

【金融庁関係】（7法律14条項）

- 協同組合による金融事業に関する法律
 - ・信用協同組合等の臨時休業時の揭示等
- 信用金庫法
 - ・金庫の臨時休業時の揭示等
 - ・所属外国銀行の商号変更等の届出内容の揭示
- 労働金庫法
 - ・金庫の臨時休業時の揭示等
- 銀行法
 - ・銀行の臨時休業時の揭示
 - ・銀行の廃業等の認可内容等の揭示
 - ・所属外国銀行の商号変更等の届出内容の揭示
 - ・銀行代理業者の標識の揭示

- ・特定銀行代理業者の臨時休業時の揭示
- ・所属銀行の廃業等に係る通知内容の揭示

- 貸金業法
 - ・貸付条件等の揭示
 - ・貸金業者の標識の揭示
- 保険業法
 - ・少額短期保険業者の標識の揭示
- 信託業法
 - ・信託契約代理店の標識の揭示

【消費者庁関係】（2法律3条項）

- 消費者契約法
 - ・適格消費者団体である旨の揭示
- 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律
 - ・特定適格消費者団体である旨の揭示
 - ・消費者団体訴訟等支援法人である旨の揭示

【こども家庭庁関係】（1法律1条項）

- 児童福祉法
 - ・認可外保育施設の設置者情報等の揭示

【総務省関係】（2法律2条項）

- 郵便法
 - ・郵便料金等の揭示
- 民間事業者による信書の送達に関する法律
 - ・一般信書便役務の料金等の揭示

【厚生労働省関係】（3法律3条項）

- 行旅病人及行旅死亡人取扱法
 - ・行旅死亡人の状況・遺留物件等の告示・公告
- 確定拠出年金法
 - ・確定拠出年金運営管理機関の標識の揭示
- 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律
 - ・共済団体の標識の揭示

【農林水産省関係】（4法律6条項）

- 森林法
 - ・農林水産大臣による保安林の指定・解除に係る通知の内容の揭示
 - ・都道府県知事による保安林の指定・解除に係る揭示
 - ・木材等の搬出等のため他人の土地の使用権設定に係る認可をした旨の揭示
- 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
 - ・登録農林漁業体験民宿業者の標識の揭示
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
 - ・登録再生利用事業者の標識の揭示
- 農林中央金庫法
 - ・外国銀行代理業務に係る標識の揭示

書面揭示関係の改正対象条項（2 / 2）

標識、利用料金等の揭示（45法律・67条項）

※水色の網掛けは、地方公共団体の事務に係る条項

【経済産業省関係】（5法律6条項）

○ 商品先物取引法

- 商品先物取引業者の標識の揭示
- 商品先物取引仲介業者の標識の揭示

○ 採石法

- 採石業者の標識の揭示

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

- 液化石油ガス販売事業者の標識の揭示

○ 砂利採取法

- 砂利採取業者の標識の揭示

○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律

- 商品投資顧問業者の標識の揭示

【国土交通省関係】（16法律25条項）

○ 水先法

- 水先料の揭示
- 水先約款の揭示

○ 建築基準法

- 指定確認検査機関の指定区分等の揭示
- 指定構造計算適合性判定機関の業務区域等の揭示

○ 海事代理士法

- 海事代理士の業務の報酬額の揭示

○ 港湾運送事業法

- 運賃・料金、港湾運送約款の揭示

○ 道路運送車両法

- ナンバープレートの交付手数料の揭示

○ 内航海運業法

- 内航運送約款の揭示

○ 航空法

- 空港等の設置許可申請があった場合における空港の位置及び範囲等必要情報の揭示
- 空港等の設置許可をした場合における空港の位置及び範囲等必要情報の揭示
- 航空運送に係る運賃及び料金等の揭示

○ 土地区画整理法

- 建築物の移転及び除却時に通知する相手方が確知できない場合等における揭示

○ 自動車損害賠償保障法

- 指定紛争処理機関である旨の揭示

○ 道路整備特別措置法

- 高速道路の供用約款の揭示
- 有料道路の通行方法の揭示

○ 倉庫業法

- 保管料等の揭示

○ 住宅地区改良法

- 改良地区の指定内容の揭示
- 事業計画を定めた旨の揭示

○ 貨物利用運送事業法

- 第一種貨物利用運送事業者の事業種別、運賃・料金、約款等の揭示
- 第二種貨物利用運送事業者の事業種別、運賃・料金、約款等の揭示

○ 貨物自動車運送事業法

- 一般貨物自動車運送事業者の運賃・料金、約款等の揭示

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律

- 登録住宅性能評価機関の登録区分等の揭示
- 指定住宅紛争処理機関である旨の揭示

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（国土交通省主管分）

- 代行料金の揭示
- 自動車運転代行業約款の揭示

【環境省関係】（1法律2条項）

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律

- 引取業者の標識の揭示
- 解体業者の標識の揭示

公示送達関係の改正対象条項

公示送達（17法律・23条項）

※水色の網掛けは、地方公共団体の事務に係る条項

【公正取引委員会関係】（1法律1条項）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- ・ 排除措置命令書、課徴金納付命令書等の公示送達

【警察庁関係】（4法律5条項）

○ 道路交通法

- ・ 放置違反金納付命令に係る弁明の機会との付与の通知に係る公示

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- ・ 暴力的要求行為等の中止命令・再発防止命令等の公示送達

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律

- ・ つきまとい等の禁止命令等の公示送達

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（警察庁主管分）

- ・ 留置業務管理者の措置に対する審査の申請に対する裁決の審査の申請人への公示送達
- ・ 留置業務管理者の措置に対する再審査の申請に対する裁決の再審査の申請人への公示送達

【消費者庁関係】（2法律2条項）

○ 特定商取引に関する法律

- ・ 指示、業務停止命令・業務禁止命令等の公示送達

○ 預託等取引に関する法律

- ・ 預託等取引の停止命令等の公示送達

【総務省関係】（2法律2条項）

○ 行政手続法

- ・ 不利益処分に係る聴聞の通知に係る公示

○ 行政不服審査法

- ・ 審査請求人への裁決の公示送達

【法務省関係】（3法律4条項）

○ 出入国管理及び難民認定法

- ・ 在留資格取消手続における意見聴取通知書及び在留資格取消通知書の公示送達

○ 不動産登記法

- ・ 筆界特定の申請があった旨の関係人への通知に係る公示

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（法務省主管分）

- ・ 刑事施設の長の措置に対する審査の申請に対する裁決の審査の申請人への公示送達
- ・ 刑事施設の長の措置に対する再審査の申請に対する裁決の再審査の申請人への公示送達

【厚生労働省関係】（3法律4条項）

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法

- ・ 健康保険法等の規定に基づく処分に対する審査請求に対する決定の審査請求人への公示送達

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法

- ・ 労働者災害補償保険法等の規定に基づく処

分に対する審査請求に対する決定の審査請求人への公示送達

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ・ 課徴金納付命令に係る弁明の機会との付与の通知に係る公示
- ・ 課徴金納付命令書等の公示送達

【経済産業省関係】（3法律3条項）

○ 鉱業法

- ・ 鉱業権の取消等の処分に係る聴聞の通知に係る公示

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

- ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定事業者に対する改善命令等に係る公示送達

○ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

- ・ 特定デジタルプラットフォーム提供者に対する勧告等の公示送達

【国土交通省関係】（1法律2条項）

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（国土交通省主管分）

- ・ 海上保安留置業務管理者の措置に対する審査の申請に対する裁決の審査の申請人への公示送達
- ・ 海上保安留置業務管理者の措置に対する再審査の申請に対する裁決の再審査の申請人への公示送達

「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表（R4/11/18～）

- ・ デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- ・ 先進的な取組事例の紹介
- ・ 国の法令等の点検・見直しの概要



- ・ 全国の都道府県・市町村に周知し、ウェブ説明会の実施等を通じて、取組の検討を呼びかけ
- ・ 今後、国の法令等の見直しの進捗や地方公共団体の意見を踏まえて、マニュアルのアップデートを予定

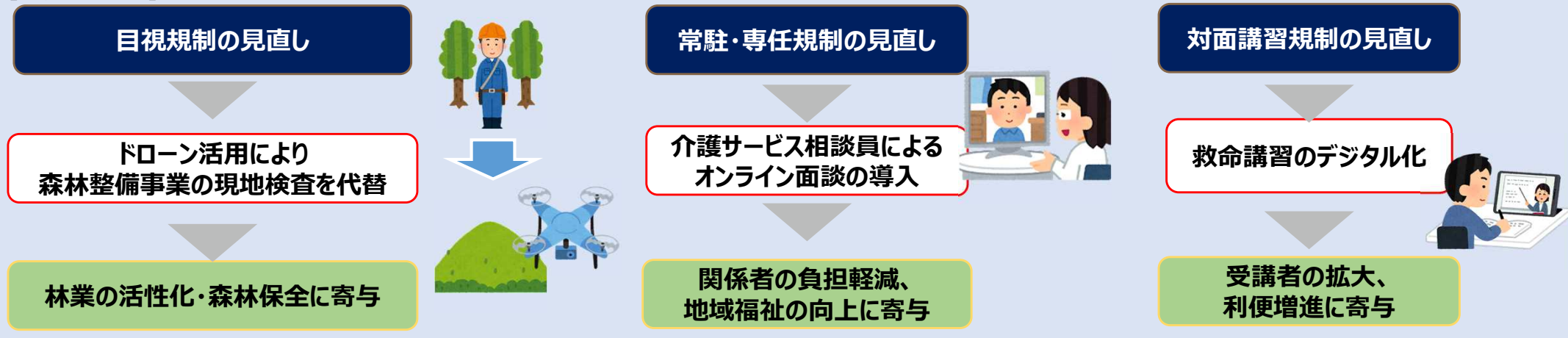
デジタル田園都市国家構想交付金の活用による後押し（R5年度）



- ▶ デジタル原則適合性の観点から実施する規制の見直しを踏まえた、デジタルの活用とそれによる地域の課題解決・住民の利便性向上を図る取組について、デジ田交付金により後押し（交付金の活用イメージとして提示）

※ [措置対象] デジタル技術の実装に要する費用等

【活用イメージ】



「デジタル改革共創プラットフォーム」によるデジ臨↔自治体の双方向コミュニケーション（R4/11/18～）

- ・ デジ臨の取組について情報発信し、地方公共団体における取組の機運の醸成
- ・ 地方公共団体からデジタル庁への相談、法令の見直しの提案
- ・ 地方公共団体間の意見交換



「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」を公表（2022年11月）

- デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検・見直しに関する手順案
- 先進的な取組事例の紹介
- 国の法令等の点検・見直しの概要

- ・ 大分県や福岡市など一部の**先行団体では、条例等のアナログ規制の洗い出し・見直し作業を既に実施**
- ・ いくつかの団体で、**デジ田交付金も活用し、アナログ規制の見直しを踏まえたデジタル実装を予定**（点検や講習のデジタル化等）
- ・ 一方で、その他の団体から「**具体的に見直すべき条例等を整理してほしい**」などのご意見

モデル自治体による地方公共団体のアナログ規制見直しの実施と展開（2023年度）

- **全国から公募等した15団体と連携し、実際に条例・規則等の点検・見直しを実施することで、モデル自治体を創出**
- **アナログ規制の見直しにおける課題を調査し、調査結果を全国の自治体に共有・横展開**

※調査実施団体：北海道、埼玉県、香川県、宮崎県、相模原市、町田市、国分寺市、平塚市、川西市、高松市、坂出市、さぬき市、古賀市
大分県（オブザーバー）、福岡市（オブザーバー）

【具体的な事業イメージ】

- ・自治体において見直しのニーズが高い、①消防・防災、②医療・福祉・健康、③子育て、④環境、⑤農林水産業、⑥土木・インフラ、の各分野について、各団体の希望も踏まえ、2分野程度ずつをそれぞれ**重点的に見直し作業を実施**
- ・調査実施団体全体として、各分野を幅広く調査することで、全国の自治体の参考となるモデルケースを創出

- ・ **2023年秋頃を目途にモデル自治体の見直し結果を取りまとめ予定**
- ・ **年内を目途にマニュアルを改訂し、調査結果を反映予定**

上記取組に加え、国として以下の取組により支援

- ・ アナログ規制の見直しにあたって活用可能な技術をリストアップしたテクノロジーマップの整備
- ・ デジ田交付金による財政面での支援
- ・ デジタル改革共創PFにおける国地方双方向の日常的なコミュニケーション・意見交換

先行団体やモデル自治体の取組状況の横展開などを通じ、全国の自治体の取組を推進

地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】の概要

本マニュアルの趣旨（第1章）

- ・国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするため、**暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体による規制の見直しが重要。**
- ・デジタル臨調における**国の法令等の見直しの考え方**や**先行団体の取組**を紹介するとともに、**地方公共団体が条例等の見直しに取り組むための推進体制や作業手順の案を示す。**

デジタル臨時行政調査会における国のアナログ規制の点検・見直し（第2章）

- ・内閣総理大臣の下に関係省庁及び専門家を結集し、国の法令等の点検・見直しの基準や対象範囲（※）等の考え方を決定。
※ アナログ規制7項目（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧）のほか、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定等
- ・事務局（デジタル庁）と各規制所管府省が連携して、各規制の見直し方針について「規制の一括見直しプラン」を策定
- ・具体的な見直しの内容、スケジュール等について、2022年末までに「見直し工程表」を公表。

地方公共団体のアナログ規制の点検・見直し（第3章）

規制の点検・見直しの手順

Step 1

組織の意思統一・推進体制構築

- ・規制の点検・見直しの推進には、**首長等のリダーシップ**により**庁内の前向きな機運の醸成が重要。**
- ・見直し方針の策定や規制所管部門等の調整を行う**推進部門を設置し、全庁的な協力体制を構築。**

Step 2

方針の決定

- ・デジタル臨調の取組や規制所管部門の意見を踏まえ、推進部門が**規制の点検・見直し方針**を策定。
✓規制の点検・見直しの目的、推進体制 ✓点検・見直しのスケジュール etc.

Step 3

規制の洗い出し
類型・フェーズの当てはめ

- ・推進部門は、**規制の洗い出しのための照会様式を作成**し、規制所管部門に照会を実施。
- ・規制部門は、規制の洗い出しや類型、現在のフェーズ、根拠の分類（※）等を確認し照会に回答。
※規制根拠の分類 (a) 国等における規制の見直しを踏まえた上で対応する規制
(b) 地方公共団体が自らの判断で主体的に見直しを進められる規制

Step 4

規制の見直しの検討

- ・推進部門は、規制所管部門の回答を「**適合性点検対象リスト**」として取りまとめ、一覧化する。
- ・**推進部門と規制所管部門が連携の下**、見直し後のフェーズや方法等を検討し、見直しの方向性を確定。

Step 5

規制の見直し

- ・規制所管部門は、要見直しの規制について、**条例や様式の改正、運用等の必要な見直し**を行う。
✓規制に係る複数の条例改正を一括して議会に提出することも考えられる。
✓必要な技術の選定には事務局が作成する「テクノロジーマップ」(※)の活用を推奨。

【参考】見直しの先行事例

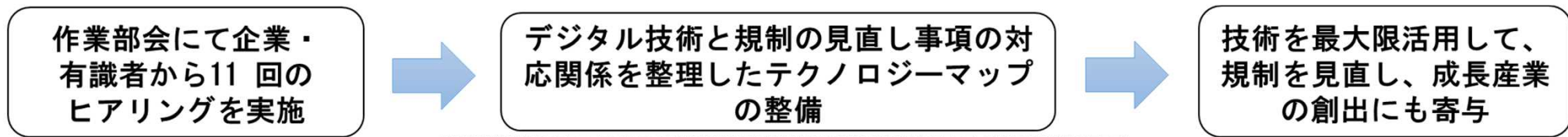
- ドローンの活用により、森林整備事業における目視検査を代替できるよう訓令を改正して措置（A町）
- オンライン会議システムの活用により、介護相談員による介護施設等への訪問をオンラインで実施できるよう、訓令を改正して措置（B町）

※ テクノロジーマップ（イメージ）

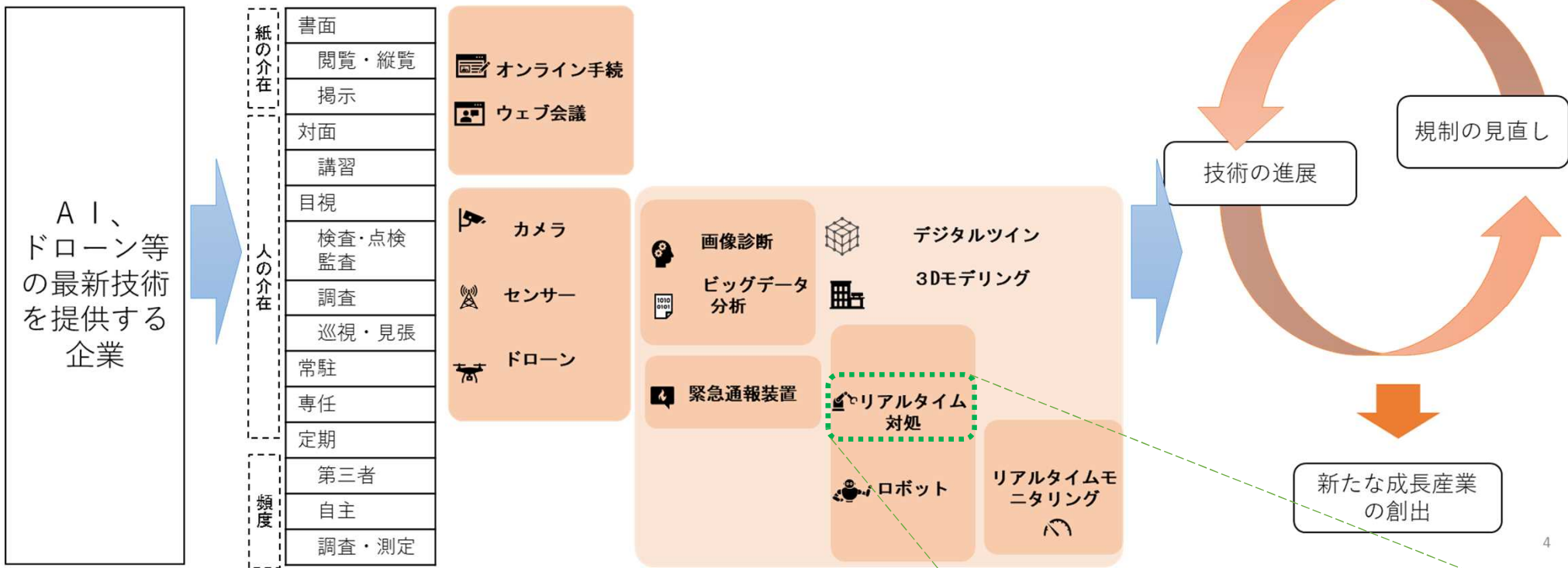
規制類型	データ取得	データ解析
目視		
調査	・カメラ	・画像診断
巡視・見張	・センサー	・ビッグデータ分析

類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理し、一般に公表

テクノロジーマップと技術カタログのイメージ



- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃



- アナログ規制と規制の見直しに活用可能なデジタル技術との対応関係を整理し、マッピングすることで視覚的に表現
- デジタル技術の内容やどの企業等が当該技術を保有しているか等、導入に向けた必要情報を把握するため、今後、個々のテクノロジーに係る「技術カタログ」を作成

技術カタログの例

企業等名	技術名	技術概要	活用例	企業等概要
○株式会社	▲▲システム	◆◆による遠隔操作でリアルタイムに対象物を取り除くことができる。	△△産業における●●に関する業務	連絡先: XX-XXX-XXXX

最新の検討状況については、以下のページも御参照ください。
 (参考) デジタル臨時行政調査会作業部会
 テクノロジーベースの規制改革推進委員会
https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg-technology_based_regulatory_reform/